

農業支援外国人受入事業の新制度（特定技能制度）への段階的な移行に向けて

新制度施行
(H31.4.1)

① 新規の区域
計画の事業
認定

② 新規の特定
機関の申請
受付

③ 既存の特定
機関による
新規の人材
受入れ

指針変更

新制度による
新規の人材受
入れが開始
(特区エリア
内外の双方
に適用)

1年程度

新制度による
新規の人材受
入れに切替

通算3年

特区制度での最後
の受入れ人材

新制度に
切替※

通算5年
(計8年まで可)

※通算3年間の在留期間満了後、新制度の要件を満たせば
在留資格の切り替えにより引き続き在留が可能